

令和８年度外来哺乳類対策(アライグマ等)捕獲調査業務仕様書

第１章 総 則

第１条 適用

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が行う「令和８年度外来哺乳類対策(アライグマ等)捕獲調査業務」に適用する。

第２条 通則

本業務の実施に当たっては、本仕様書により実施するものとする。

第３条 目的

これまで県内で生息の情報があつた地域において、捕獲により生息密度を確認するとともに、捕獲効果が及ぶ範囲を推測し、今後のアライグマ等の対策を検討するための基礎データとする。

第４条 提出書類

受託者（以下「乙」という。）は、次の各号における書類をそれぞれ定められた時期に提出しなければならない。

- （１）委託業務着手届 （様式第１号） （契約締結の日から１０日以内）
- （２）主任技術者通知書（様式第２号） （契約締結の日から１０日以内）
- （３）作業工程表 （様式第３号） （契約締結の日から１０日以内）
- （４）委託業務完了届 （様式第４号） （業務完了後、遅滞無く）
- （５）成果品目録 （様式第５号） （完了届と同時）
- （６）その他業務遂行上必要と認められるもので、甲が指示したもの。

第５条 疑義

本業務の実施に当たり、本仕様書に明示なき事項又は疑義を生じた場合には、速やかに甲に申し出て協議するものとする。

第６条 打合せ

打合せの時期・回数については、業務開始時、中間時で甲が別途示す時期、成果品納品時の計３回行うものとする。

また、打合せ結果については、乙が書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認を行う。

第7条 手直し

乙は、業務が完了したとき、乙の責に帰すべき理由による過失等の不調箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

第8条 安全管理

乙は、業務履行に当たり、交通、気象、地域状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

なお、本調査に関して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において措置するものとする。

第2章 調査

第9条 調査対象区域

福島県浜通り地域（帰還困難区域を除く）

第10条 調査対象となる動物種

アライグマ及びハクビシンを主とする外来哺乳類

第11条 調査内容

本業務における調査内容は、以下のとおりとする。

なお、調査の実施内容の決定に当たっては、事前に甲と十分協議を行うこととする。

1 計画・準備

(1) 必要な事柄の整理・把握

乙は、本調査において必要となる許認可等及び管轄する自治体等へ事前説明の必要性を調べ、許認可申請等の必要な諸手続きを行う。

(2) 自動撮影カメラ及びSDカード等の準備

野生動物用自動撮影カメラ（Browning ダークプロ X FHD（型番 BTC-6PX-1080 : Browning 社製）あるいは表1の仕様を満たす同等品）を55式用意する（予備を含む）。必要な電池については、乙が準備することとする。

また、自動撮影カメラ用のSDカード（32GB Class10以上）を55式用意する（予備を含む）。

なお、盗難の可能性がある箇所については、協議のうえ必要な措置を講じることとする。

(3) 捕獲器及び殺処分に関する準備

アライグマ等捕獲用小型箱わな（アニマルトラップ Model1079（Havahart 社製）あるいは同等品）を10式用意する（予備を含む）。対象の動物種以外の混獲を防ぐ機構を

備えたものが望ましい。

捕獲された動物は米国獣医師会が示す動物の安楽死指針（AVMA Guidelines for the Euthanasia of Animals:2020 Edition）において「条件付きで容認できる方法（Acceptable with conditions methods）」と同等以上の方法によって処置することとする。そのため必要な資材や試薬等を用意する。

（４）生体由来サンプルの採取に関する準備

捕獲された動物は、外部計測等の個体情報の収集の上、甲が表２に示すサンプル及び条件によって採取を実施する。これに必要な資材及び保存機器等を用意する。

表１ 自動撮影カメラの仕様

項目	仕様
最大解像度（静止画）	2400 万画素 以上
最大解像度（動画）	1920×1080 30fps 以上
トリガースピード	0.22 秒以下
夜間撮影フラッシュタイプ	940nm 赤外線（ノーグロー）
フラッシュ照射距離	24m 以上
防水仕様	IP54 以上
バッテリー	単三乾電池 6 本 以下
対応記録媒体	512GB SDXC 以上
モニター	あり（モニターを確認しながら画角調整可能なもの）
本体重量	300g 以下
その他	カメラ本体に角度調整機能を有するもの

表２ １頭当たりから採取する生体由来サンプル

サンプル	採取条件	保存条件	用途
頭部	なし	冷凍	年齢査定
血清	1mL 程度	冷凍	病原体抗体検査
マダニ	<10 匹程度	冷蔵（70%アルコール浸漬）	病原体検査
直腸糞	10 g 程度×2	冷凍	遺伝子解析
直腸スワブ	シードスワブ×2	冷蔵	細菌検査
大腿筋	200 g 程度	冷凍	放射線量測定
その他部分	なし	冷凍	予備サンプル

２ 現地調査計画の策定

（１）捕獲地点及び自動撮影カメラ設置地点の決定

捕獲地点は、アライグマ等の生息適地（ため池、河川沿い等）の半径 100m の範囲（捕

獲区) 内の 5 地点を検討する。捕獲地点の中心から半径 100m、半径 200m、半径 300m、半径 400m、半径 500m の範囲にそれぞれ 2、6、10、14、18 台 (計 50 台) の自動撮影カメラを設置する地点を検討する (図 1 参照)。各調査地点は直線約 50m 以上の距離を隔てるように設定する。検討した各調査地点については、協議の上、決定する。

(2) 調査決定後の手続

現地調査を行うにあたり、必要な手続きは乙が行うものとする。

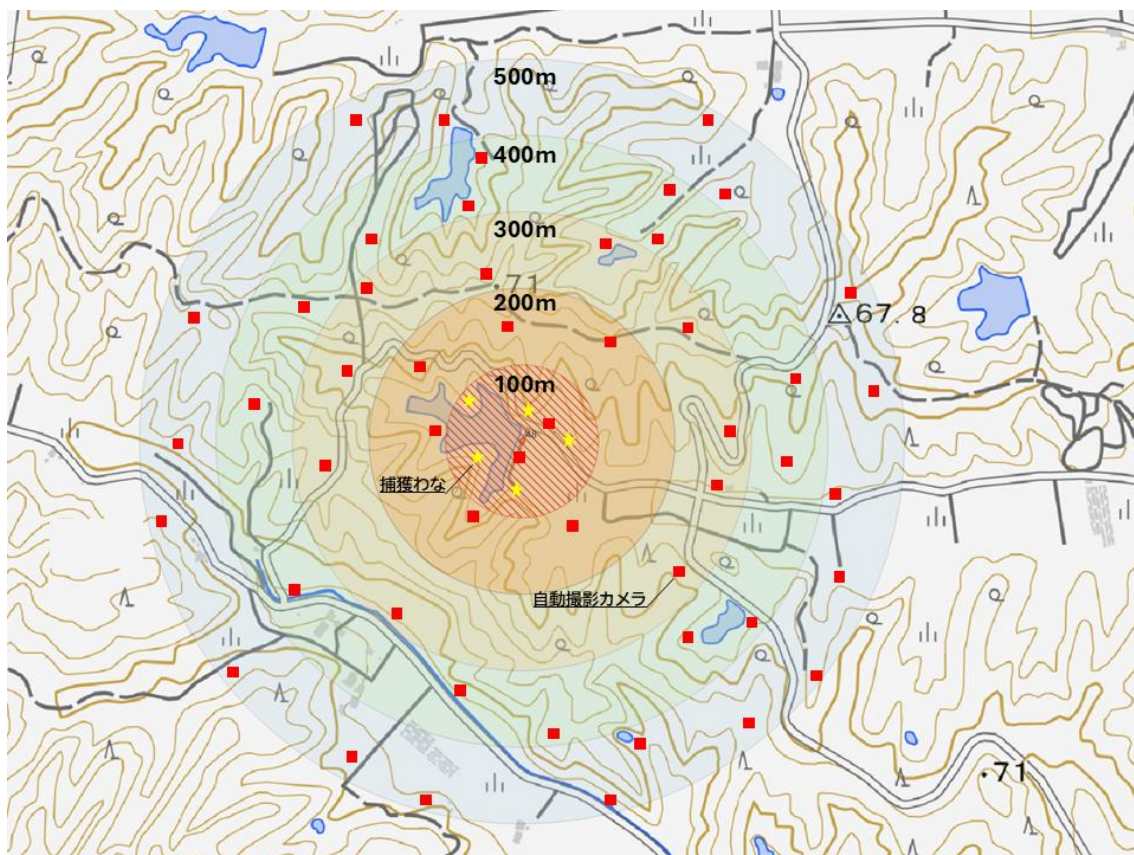


図 1 調査地点 (捕獲地点及び自動撮影カメラ設置地点) の例

3 動物の捕獲及び生息状況調査の方法

(1) 捕獲調査

捕獲作業にあつては、捕獲区内の 5 地点に箱わなを設置し、各 4 わな日/週を連続して 5 週間実施する。わなの見回りは毎日実施するものとする。誘引餌には主にトウモロコシ由来の食品等を用い、誘引状況の確認には予備の自動撮影カメラ等を利用して良い。捕獲された対象動物は速やかに安楽死処置を実施し、表 2 に従ってサンプル採取を実施する。採取されたサンプルは甲へ引き渡すが、その頻度や日時については協議の上決定する。本事業の非捕獲対象種が混獲された場合は、その場で速やかに放獣する。なお、捕獲作業時には、必要に応じて甲が立ち会えるものとする。

(2) 生息状況調査（カメラトラップ法）

捕獲調査の前1ヶ月から翌3ヶ月（計5ヶ月）にかけて自動撮影カメラを地上高約1.2～1.5mになるよう立木等に設置し、周辺の生息状況調査を実施する。捕獲前後で捕獲区からの距離に応じた相対個体密度指標（RAI）を求める。カメラの見回り及びデータの吸出しは捕獲終了時及び調査期間終了時の2回実施する。ただし、支障が生じた場合等には、その都度、移設等適切な措置を講じること。設置したカメラトラップには標識を付すこと。また、自動撮影カメラの撮影設定、撮影データの受渡し、解析方法、調査期間終了後の自動撮影カメラの回収・残置については、甲と協議のうえ決定するものとする。

なお、甲はカメラ設置場所を必要に応じて移設できるものとし、移設した際は遅滞なく乙にその位置を連絡するものとする。また、自動撮影カメラが故障した場合は、予備の自動撮影カメラと交換し、甲へ連絡することとする。

4 結果取りまとめ等、報告書作成

乙は、1～3により得られた結果を取りまとめ、報告書に記載する。

なお、報告書に記載する事項は、下記のとおりとする。

ア 捕獲動物の個体情報の記録

イ 捕獲前後の距離に応じた月別の相対個体密度指標（RAI）

ウ 調査結果と捕獲効果の範囲や持続期間についての考察

エ その他甲が指示する事項

第3章 成果品

第12条 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) 成果品目録・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- (2) 報告書 A4サイズファイル綴じ・・・・・・・・2 部
- (3) 上記電子データを保存したハードディスク・・1 部
- (4) 調査に用いた自動撮影カメラ及びSDカード・・1 式
- (5) 調査に用いた捕獲用小型箱わな・・・・・・・・1 式
- (6) 捕獲個体から採取したサンプル・・・・・・・・1 式
- (7) その他、監督員が指示したもの

第13条 所有権

本業務による成果品の所有権は甲に属する。